

認定ベビーシッター資格取得指定校指定基準

この基準は、認定ベビーシッターの資格を取得する学校の指定及びカリキュラム等資格取得に必要な事項について定める。

第1 資格取得校

- 1 認定ベビーシッターの資格を取得することのできる学校（以下「指定校」という。）は、児童福祉法第18条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「保育士養成施設」という。）とする。
- 2 保育士養成施設は、公益社団法人全国保育サービス協会（以下「この法人」という。）に資格取得指定校指定申請書（様式1）を提出して指定校の指定を受けるものとする。

第2 指定校指定審査委員会の設置

この法人は、指定校の指定をするため、学識経験者からなる審査委員会を設け、申請書の内容等指定に必要な事項につき審査を行うものとする。

第3 認定ベビーシッター資格の取得

認定ベビーシッターの資格を取得することができる者は、次のとおりとする。

- 1 指定校において、保育士の資格取得に必要な教科目のほかに、この法人が定める「在宅保育」に関する科目を履修して卒業した者
- 2 既に保育士の資格を取得している者であって、科目等履修生として、指定校における「在宅保育」に関する科目を履修して、その単位を取得した者

第4 在宅保育に関する科目

「在宅保育」に関する教科目の内容は次のとおりとし、授業形態は講義により行い、単位数は2単位（90分・15コマ）とする。

なお、在宅保育にかかる実習については、指定校が必修科目の中で行う保育実習で対応することができることとする。

- 1) 児童家庭福祉における在宅保育
- 2) ベビーシッター概論
- 3) 在宅保育における保育マインド
- 4) 在宅での子育て支援
- 5) 家族とのコミュニケーション・カウンセリングマインド
- 6) さまざまなベビーシッターサービス
 - ① 産後ケア
 - ② 病後児保育、障害児保育
 - ③ 送迎保育、同行保育
 - ④ 多胎児（双生児）保育
 - ⑤ 外国の子どもの保育、グループ保育、学童保育

- 7) ベビーシッターの基本姿勢
- 8) ベビーシッターの仕事の実際
- 9) 小児保健と子どもの発達
- 10) 子どもの健康管理
- 11) 在宅での事故の予防と対応
- 12) 在宅における保育技術（年齢別保育、栄養、睡眠、排泄、入浴など）
 - ① 乳児保育
 - ② 幼児保育

第5 「在宅保育」専任教員

- 1 指定校は、「在宅保育」を担当する教員（以下「専任教員」という。）をおかなければならない。
- 2 専任教員は、児童福祉法施行規則第6条の二第1項第八号の規定に該当する者で、個別（在宅）保育に関して十分な学識経験を有すると認められる者とする。
- 3 この法人は、専任教員としての適否について審査し、意義の申し立てをすることができる。

第6 保育課程の教科目との調整

- 1 第3に規定する「在宅保育」に関する教科目のうち、保育課程の教科目の中で対応することができる場合は、当該科目を振り替えることにより履修することができるものとする。
- 2 前項の規定を適用する場合は、保育士の資格を取得して卒業するに必要な全科目の一覧と関係教科目のシラバスを事前にこの法人に提出し、個々の教科目について授業内容等を協議の上、決定するものとする。

第7 単位の認定

- 1 第5に規定する保育課程の教科目の履修に関しては、各科目の担当教員と授業の内容等について十分な連携の上行うものとし、「在宅保育」の単位の付与に関しては、学科長が責任を持ってこれに当たること。
また、受講生の成績等に関して、各教科の担当教員からの報告や協議結果等を整備し明らかにしておくこと。
- 2 「在宅保育」に関する教科目のうち、一部の教科目を集中講義等により行う場合についても同様とし、この法人から授業内容や受講生等について資料の提出を求められた時には、これに応じなければならない。

第8 教材

「在宅保育」にかかる教科書は、この法人が作成する教科書を使用することとする。

第9 教育課程の変更

指定校は、教育課程を変更した場合はこの法人に届出、第4に規定する教科について改めて協議するものとする。

第10 資格認定証交付申請

- 1 「在宅保育」を履修して卒業（見込み）する者が「認定ベビーシッター」資格の取得を希望する場合は、指定校の長は、資格認定証交付申請書（様式2）により認定証の交付を申請するものとする。
- 2 この法人は、指定校からの申請を受け、認定ベビーシッターとして登録を行い認定証の交付するものとする。
- 3 特別の事由により第1項の規定により難しい場合は、卒業者は、この法人に個別に申請することができるものとする。なお、この場合、「在宅保育」を履修して卒業したことの証明書を添付しなければならない。

第11 登録及び認定証の交付

- 1 この法人は、第7の第1項の規定による申請書を受理した場合は、認定ベビーシッターの登録を行うとともに、認定証を当該指定校の卒業式の1週間前までに交付しなければならない。
- 2 登録及び認定証の交付手数料は、1件当たり4,120円とする。

第12 登録証の有効期間

- 1 登録証の有効期間は、登録の日から5年間とする。
- 2 登録証の更新等については、別に定める。

第13 費用負担

指定校は、認定書の発行及び交付等に要する費用の一部として、毎年51,500円をこの法人に納めるものとする。

ただし、この法人の正会員である場合は、これを免除することとする。

第14 その他

この基準に疑義が生じた場合は、この法人と指定校はその都度協議するものとする。

第15 改廃

この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、公益社団法人全国保育サービス協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

(様式1)

番 号
平成 年 月 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会 長 網 野 武 博 殿

学校法人
理事長

「認定ベビーシッター」資格取得校指定申請書

本校は、貴協会のベビーシッター資格認定制度による認定ベビーシッター資格取得指定校として指定を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

所在地	
学校名	
学校創設（設置）年月日	
保育士養成施設指定年月日	
学校長名	
申請学部・学科名	
学部・学科長名	
担当（専任）教員名	
事務担当者所属・氏名	
開講開始年度・適用年次	平成 年度 前期 ・ 後期 年次
集中講義実施予定の有・無	有 / 日間（ 月 日から 月 日）・無
電話・FAX	
E-mail アドレス	

添付書類

- 1 学則及び学則別表・履修規定
- 2 シラバス
- 3 担当教員履歴書及び研究業績調書
- 4 学校及び学科のパンフレット（学校案内）

(様式2)

番 号
平成 年 月 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 網野武博 殿

学校法人 ○ ○ 大学
学校長 ○ ○ ○ ○

資格認定証交付申請書

別紙の者は、当大学○○学部○○学科において保育士資格取得に必要な所定の科目を修め、さらに貴協会が定める「在宅保育」に関する科目を履修し、平成○○年○○月に卒業が見込まれるものです。

つきましては、「認定ベビーシッター」資格の取得を希望しておりますので、認定証を交付いただきたく希望者名簿を添えて申請いたします。

記

1. 申請件（人）数 _____ 件（人）
〔内訳 : 男 _____ 人 / 女 _____ 人〕
2. 手数料 _____ 円
3. 卒業式 _____ 月 _____ 日（ ）

※ 資格認定証交付申請は、卒業及び保育士資格取得見込みで可能です。

〔本件に関する担当者名〕

所属	
氏名	
電話	
E-mail	

認定ベビーシッター資格取得指定校
指 定 基 準

公益社団法人 全国保育サービス協会